

速度取締り指針

令和8年4月
清水警察署

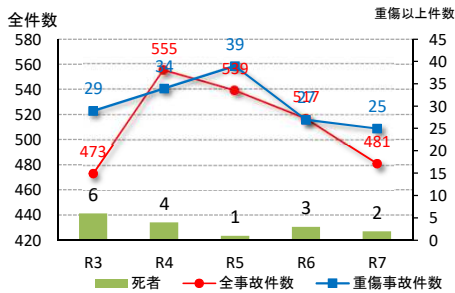
清水警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道1号 県道396号	6:00~24:00	由比から蒲原までの間	国道1号：法定 県道396号：40km/h
国道1号(旧道)	6:00~18:00	興津清見寺町から興津東町までの間	40km/h

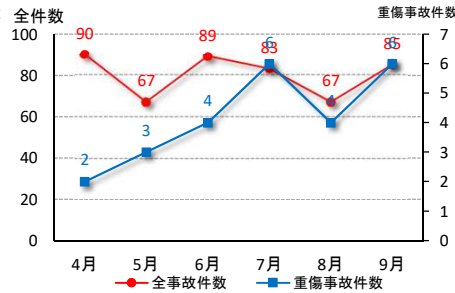
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年度上半期)



前年度上半期の月別事故発生状況



前年度上半期における交通事故発生状況

	前年度上半期	
	件数	前年比
件数	481	-36
うち重傷以上事故	27	-3
死者	2	-1
負傷者	574	-72
うち重傷者	27	-3

事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路、国道バイパスを除く)

過去5年の状況

清水警察署管内



清水警察署蒲原分庁舎管内



その他取締りの要点等

上記路線以外にも、通学路や生活道路における速度取締り要望が寄せられていることから、同路線においても速度取締りを実施します。

交差点関連事故を防止するため、指定場所一時不停止や信号無視、横断歩行者等妨害等違反などの交差点関連の交通指導取締りを実施します。

また、自転車運転者の交通違反に対し、交通反則切符の適用が開始されたことから、自転車に対する交通指導取締りを強化するとともに、自転車安全利用を促進する広報活動を実施します。